

松江市告示第 239 号

松江市販路開拓（新型コロナ対策）支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市販路開拓（新型コロナ対策）支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市の交付する松江市販路開拓（新型コロナ対策）支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) Web 商談 製造業を主たる事業として営む中小企業者がインターネットを活用して実施する対面型でない商談及び営業活動をいう。

（補助の対象等）

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市販路開拓(新型コロナ対策)支援事業補助金
補助金交付の目的	新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業者が自社製品や自社の技術力を紹介するため、Web 商談を実施する場合に必要な費用の一部を補助することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	Web 商談に必要な機材の整備、ホームページの改修、動画作成等の受注機会の増大を図る取組(この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている取組を除く。)とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限

	りでない。
補助対象経費	補助対象経費は、Web 商談に要する別表に掲げる経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。
交付の率又は金額	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額(1,000 円未満切捨て)とし、100 万円を上限とする。ただし、補助金の交付は、1 事業者につき 1 回限りとする。
補助事業者の範囲	製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。

(交付の申請)

第 4 条 規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、直近 2 期分の決算書の写しとする。

(軽微な内容の変更)

第 5 条 規則第 10 条第 3 項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の 20 パーセント以内の減額の変更とする。

(実績報告)

第 6 条 規則第 12 条第 1 項第 3 号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

2 前項第 4 号の証明書は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 59 条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、誓約及び同意書をもって代えることができる。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

経費区分	内 容
機材費	モニターディスプレイ、外付けカメラ、マイク、イヤホン等のOA機器（パソコン、タブレット等を除く。）、防音・吸音パーテーション、防音ブース等の導入経費（自ら必要備品を製作又は改造する場合は、その材料費）
役務費	上記の機器等の運搬費、設置費等
ホームページ制作・改良費	販路拡大を目的としたホームページの作成、改修費等
動画作成費	販売促進用動画作成費等
その他	その他市長が特に必要と認める経費